

第2期 三豊市 公共施設等総合管理計画

令和8年度～令和17年度
(2026年度～2035年度)

(素案)



令和8年4月
三豊市

計画の策定にあたって

三豊市（以下「本市」という）の公共施設は、昭和40年から50年代の高度成長期にかけて合併前の旧町でそれぞれ整備してきました。その後、合併を経て現在に至り、用途を同じくする公共施設が同一の自治体内に多数存在することになりました。近い将来、これらの公共施設は老朽化が進み、いずれは更新の時期を迎えます。

しかし、それと重なるように、公共施設の利用者である市民も高齢化と人口減少が進む見込みであり、公共施設の維持管理費や更新費の負担が増加する一方で、地方交付税や税収は減少する恐れがあります。

こうした状況の中、本市では平成25年（2013年）に「三豊市公共施設再配置計画」を策定し、建物系公共施設の現状調査と課題整理を行いながら、公共施設の再編・統合に取り組んできました。続いて、道路・公園・水道などのインフラ情報を加え、長期的な目標数値として「公共施設総量を約半分にする」という大きな方向性を示す「三豊市公共施設等総合管理計画（第1期）」を策定し、計画的な施設管理の基盤づくりを進めてきました。

第1期計画では、公共施設の総量削減に向けた取り組み、施設の建物付きの売却、複合化の検討など、一定の成果をあげることができました。一方で、人口減少の加速、老朽化への対応費の増大、施設の利用形態の変化など、解決すべき課題は依然として山積しています。

このような背景から、本市では第1期で示した方向性を引き継ぎつつ、その成果と課題を踏まえ、今後の10年間を見据えた「第2期 三豊市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

公共施設を支える納税者としての意見、公共施設の利用者としての意見などいろいろなご意見があろうかと思いますが、将来の子ども達、また、これから本市を担っていく若者のためにも、負担を先送りすることはできません。

まさに「今この時」、公共施設の再配置に取組まなければ、市自体の存続にもかかわる問題に発展すると考えております。限られた財源のなか、「選択と集中」というメリハリのある対応もご理解いただかなければなりません。

今後は公共施設の再配置を“まちづくり”的中心施策と位置づけて、本市の身の丈にあった、安全で安心な地域の核となるよう公共施設を配置してまいります。

本市の「市民力」、「地域力」と行政施策を連携させながら、公共施設の再配置を着実に推進していきたいと考えていますので、市民の皆様、関係団体の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
第1節 公共施設等総合管理計画の位置付け	1
第2節 計画期間	2
第3節 計画対象施設	2
第2章 三豊市の概況と課題	3
第1節 人口の動向（少子高齢化の進展と総人口の減少）	3
第2節 財政状況	4
(1) 普通会計歳入決算額の推移	4
(2) 普通会計歳出決算額の推移	5
第3節 有形固定資産減価償却率の推移	6
第3章 三豊市の公共施設等の整備状況	7
第1節 公共施設の分類	7
第2節 建物系公共施設	8
(1) 建物系公共施設の整備状況	8
(2) 過去に行った対策と実績	9
(3) 建物系公共施設の更新費用の試算（従来型推計）	11
(4) 建物系公共施設の更新費用の試算（長寿命化型推計）	13
第3節 インフラ系公共施設	15
(1) インフラ系公共施設の整備状況と更新費用の試算	15
① 道路	15
② 橋りょう（市道）	16
③ 橋りょう（林道）	16
④ 港湾施設・港湾海岸	17
⑤ 漁港海岸	17
⑥ 公園	18
⑦ 汚水処理施設	18
(2) 全ての公共施設の更新費用の試算	19
第4節 公共施設再配置を取り巻く財政状況	19
第4章 公共施設再配置の全体目標、基本方針など	21
第1節 三豊市全体の課題	21
第2節 公共施設再配置における2055年までの全体目標	21
第3節 数値目標	22
第4節 公共施設再配置の基本方針	24
第5節 公共施設再配置の実施方針	25
(1) 点検・診断等の実施方針	25
(2) 維持管理、修繕、更新等の実施方針	25

(3) 安全確保の実施方針	25
(4) 耐震化の実施方針	26
(5) 長寿命化の実施方針	26
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	26
(7) 脱炭素化の推進方針	26
(8) 公民連携（PPP／PFI等）の活用方針	26
(9) 公共施設更新の優先度	27
(10) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方	28
(11) 保有する財産（未利用財産等）の活用や処分に関する基本方針	28
(12) 広域連携の推進	28
(13) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携	29
(14) 分類(用途)別の公共施設再配置の考え方	29
第5章 公共施設再配置の推進体制	34
(1) 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進体制	34
(2) 公有財産管理審査会	34
(3) PDCA サイクルの推進方針	34

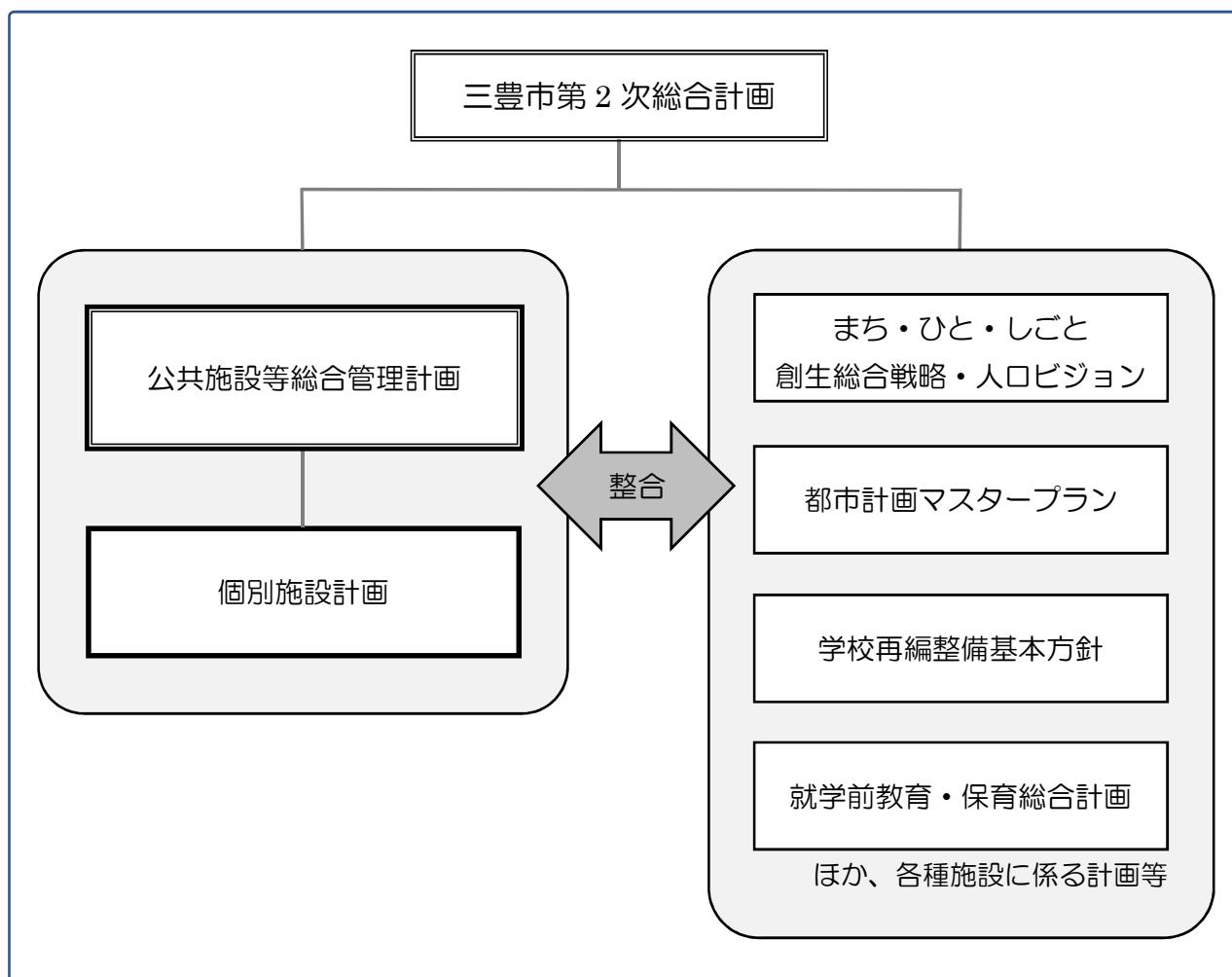
第1章 公共施設等総合管理計画について

第1節 公共施設等総合管理計画の位置付け

本市では、令和元年度(2019 年度)から令和 10 年度(2028 年度)を計画期間とする「三豊市第 2 次総合計画」を策定しています。「三豊市第 2 次総合計画」は、三豊市議会基本条例第 9 条の規定に基づき議決を要する計画であり、本市の最上位計画です。

「三豊市公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という。)」は、「三豊市第 2 次総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。

計画の位置づけ



第2節 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度(2026 年度)から令和 17 年度(2035 年度)までの 10 年間とします。しかしながら、社会情勢や事業の進捗状況が大きく変化したときは、計画期間中であったとしても、本計画の内容を柔軟に見直すものとします。

計画期間

(年度)	2013~2015	2016~2025	2026~2035	2036~2045	2046~2055
全体計画期間	43年間				
公共施設再配置計画	3年間				
公共施設等総合管理計画		↓ 公共施設再配置計画を包含	第1期（10年間）	第2期（10年間）	第3期（10年間）
					第4期（10年間）

第3節 計画対象施設

本計画では、本市が所有する全ての公共施設（建物及びインフラ）を対象とします。なお、上水道施設については、平成 30 年度（2018 年度）から香川県広域水道企業団による水道事業の広域化が始まり、施設が承継されたことから、本計画の対象外としています。

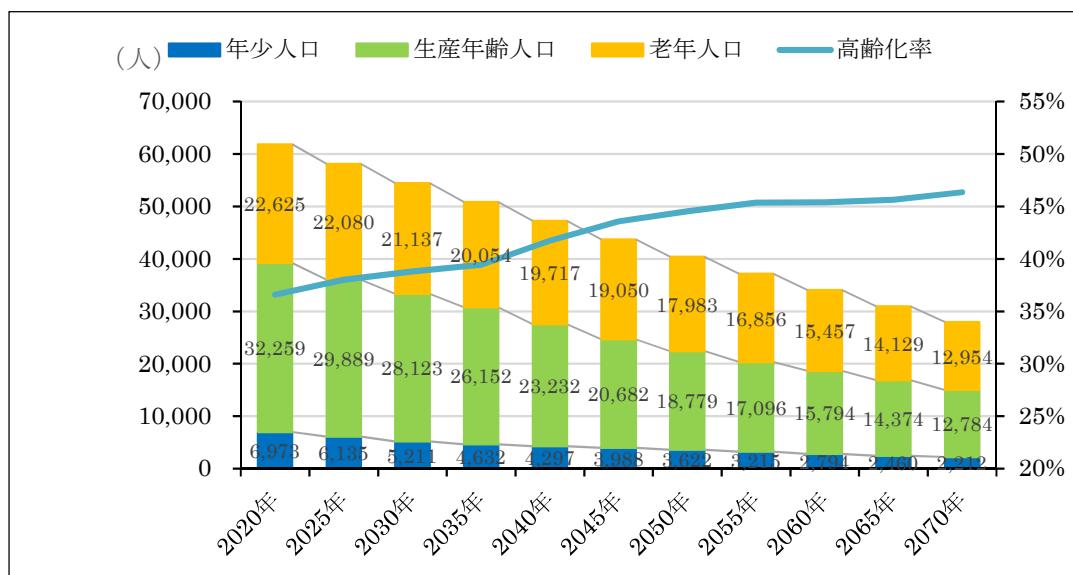
第2章 三豊市の概況と課題

第1節 人口の動向（少子高齢化の進展と総人口の減少）

本市の総人口は令和2年(2020年)10月1日現在で61,857人であり、平成22年(2010年)と比較すると人数にして6,655人、率にして9.7%減少しています。また、令和2年(2020年)の年齢別人口を見てみると、年少人口(0歳～14歳)の占める割合は11.3%、生産年齢人口(15歳～64歳)の割合は52.2%、老人人口(65歳以上)の割合36.6%となっています。生産年齢人口と年少人口が年々減少する一方で、老人人口は増加し続けていましたが、老人人口についても令和2年(2020年)をピークに減少局面に入る見通しです。

令和2年(2020年)の人口と令和37年(2055年)の人口(推計値)を比較しますと、老人人口は、人数にして5,769人、率にして25.5%の減少の見込みです。また、年少人口は、人数にして3,758人、率にして53.9%の減少の見込みです。年少人口について言い換えるならば、子どもの数が35年間で約5割減るということなのです。さらに、生産年齢人口についても比較すると人数にして15,163人、率にして47.0%の減少の見込みです。また、総人口は人数にして24,690人、率にして39.9%の減少の見込みです。

このように、本市の人口は、何らかの人口増加政策を実行しない限り、年少人口と生産年齢人口は減り続け、老人人口の比率(高齢化率)が年々増加する見込みです。



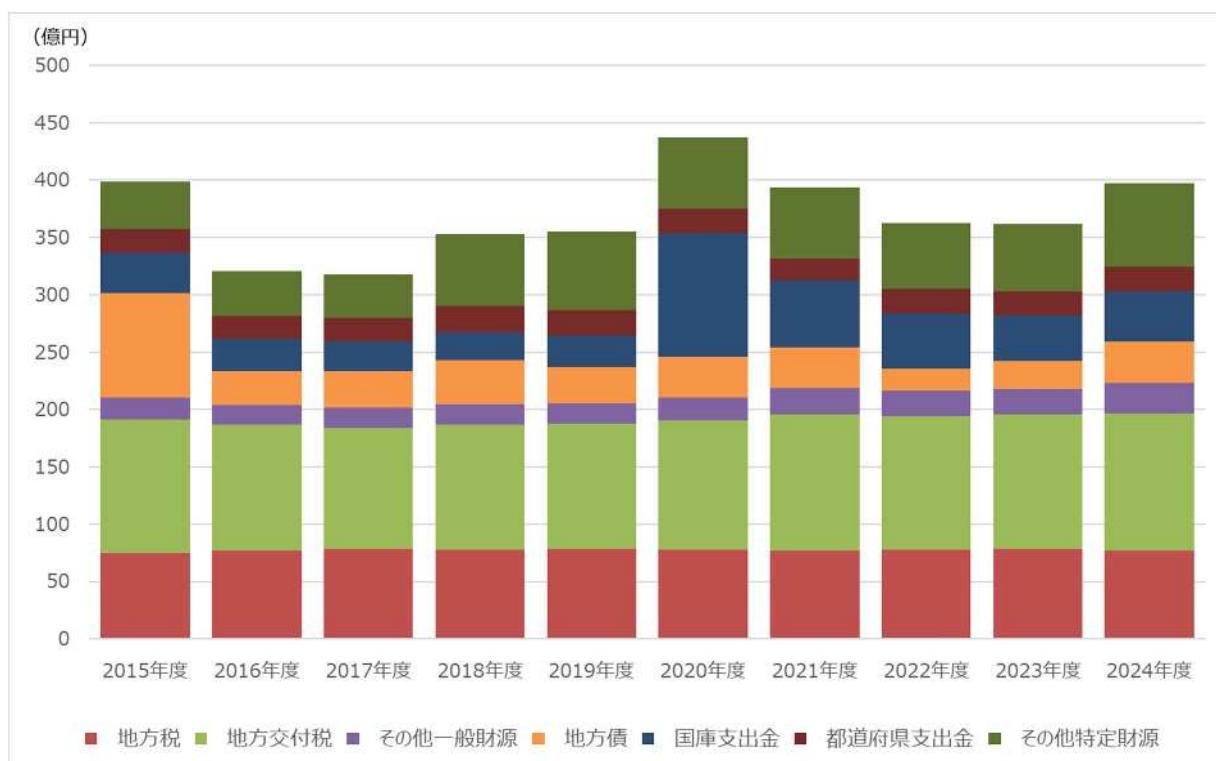
※ 本節の記載内容及びグラフは、第3期三豊市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和7年3月)及び「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」準拠推計のデータを参考に作成。

第2節 財政状況

(1) 普通会計歳入決算額の推移

財政の状況について、歳入、歳出の推移を以下に示します。

歳入決算額は、令和6年度（2024年度）に約397億円となっています。そのうち、自主財源である市税収入（歳入の地方税）が占める割合は19.5%しかなく、地方交付税や国・県支出金などの依存財源によりまかなっている状況です。今後も少子高齢化や人口減少に伴い、市税収入の増加は期待できず、収支不足が懸念されます。



(千円)

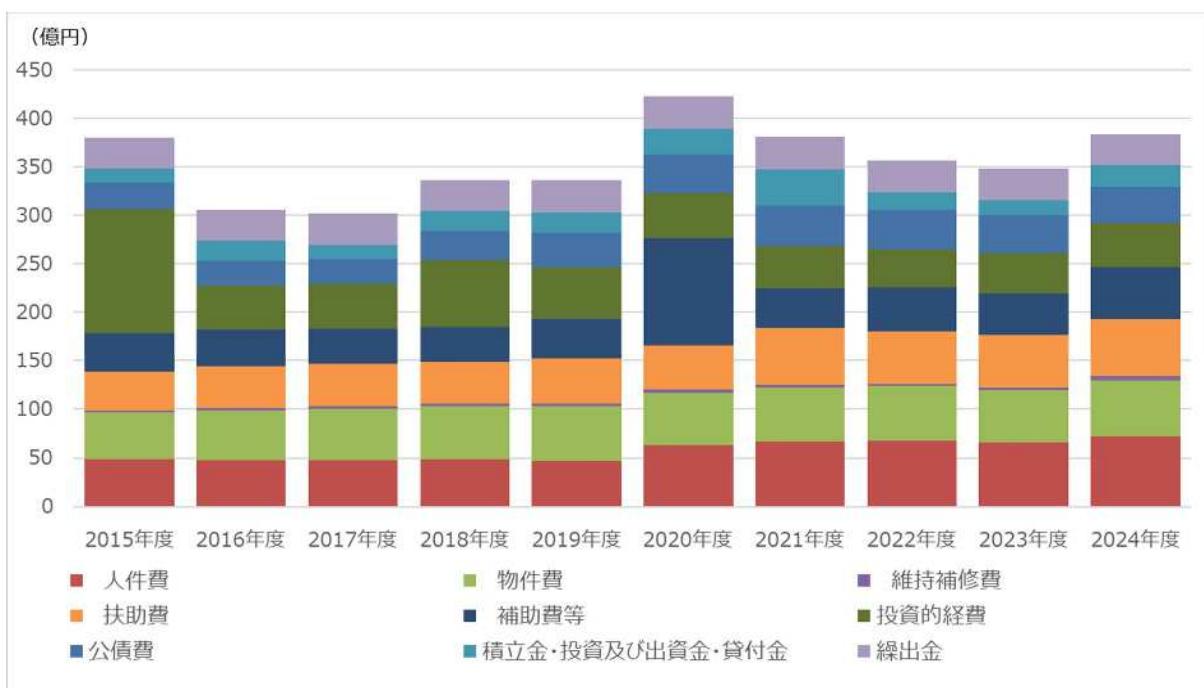
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
一般財源	21,030,796	20,359,321	20,171,991	20,496,734	20,576,545	21,069,614	21,869,459	21,632,888	21,804,130	22,347,406
地方税	7,501,262	7,707,845	7,848,164	7,795,595	7,851,563	7,754,957	7,734,135	7,756,518	7,825,620	7,725,108
地方交付税	11,643,009	10,964,426	10,566,408	10,921,669	10,890,977	11,311,842	11,861,879	11,673,564	11,732,028	11,945,129
その他一般財源	1,886,525	1,687,050	1,757,419	1,779,470	1,834,005	2,002,815	2,273,445	2,202,806	2,246,482	2,677,169
特定財源	18,870,944	11,664,836	11,611,594	14,803,733	14,971,647	22,643,977	17,465,854	14,597,893	14,376,322	17,359,274
地方債	9,120,000	2,992,000	3,193,300	3,797,100	3,106,000	3,564,465	3,525,100	1,959,727	2,436,379	3,558,175
国庫支出金	3,556,923	2,784,904	2,575,716	2,470,634	2,775,378	10,741,123	5,825,192	4,793,667	3,978,505	4,397,104
都道府県支出金	2,063,470	2,015,110	2,029,839	2,250,184	2,229,829	2,171,432	1,930,967	2,083,449	2,079,962	2,100,553
その他特定財源	4,130,551	3,872,822	3,812,739	6,285,815	6,860,440	6,166,957	6,184,595	5,761,050	5,881,476	7,303,442
歳入合計	39,901,740	32,024,157	31,783,585	35,300,467	35,548,192	43,713,591	39,335,313	36,230,781	36,180,452	39,706,680

資料：総務省「決算カード」

(2) 普通会計歳出決算額の推移

歳出決算額は、令和6年度（2024年度）に約384億円となっています。人件費や扶助費、維持補修費等が増加傾向にあるほか、施設の改修等に使用できる投資的経費に着目すると、令和6年度（2024年度）には約45億円となっており、歳出の約一割を占めています。このままでは、公共施設の更新（建替え）や維持管理に対して財源不足となる状況が予想されます。

本市では、合併特例法による普通交付税の合併算定替という特別の優遇措置が設けられていましたが、令和8年（2026年）3月末で活用期限が終了したことも踏まえて、今後は計画的に公共施設の再配置を進めるとともに、効率的かつ効果的な市政運営を実現するため、事務事業の見直しや、徹底した経費の削減が求められています。



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
人件費	4,862,149	4,766,649	4,766,602	4,826,503	4,649,059	6,347,053	6,700,177	6,737,508	6,620,967	7,241,727
物件費	4,785,896	5,055,117	5,309,958	5,523,704	5,683,546	5,367,111	5,546,976	5,649,024	5,353,853	5,753,662
維持補修費	260,241	294,555	275,880	275,466	255,943	291,941	248,387	226,635	236,189	446,282
扶助費	3,990,652	4,276,822	4,296,429	4,277,069	4,629,102	4,582,310	5,924,389	5,394,340	5,493,223	5,892,126
補助費等	3,946,075	3,822,186	3,625,332	3,633,970	4,072,545	11,075,103	4,081,201	4,549,431	4,285,480	5,338,952
消費的経費	17,845,013	18,215,329	18,274,201	18,536,712	19,290,195	27,663,518	22,501,130	22,556,938	21,989,712	24,672,749
投資的経費	12,847,325	4,551,929	4,634,718	6,886,506	5,366,439	4,655,999	4,372,348	3,927,353	4,141,191	4,533,925
公債費	2,696,130	2,539,121	2,591,286	2,931,459	3,567,648	3,994,004	4,159,695	4,070,447	3,911,908	3,720,430
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,455,305	2,099,114	1,432,410	2,106,541	2,077,519	2,627,434	3,736,324	1,807,737	1,509,847	2,285,756
繰出金	3,224,044	3,181,648	3,254,224	3,189,927	3,354,867	3,326,479	3,337,184	3,296,344	3,315,469	3,214,396
歳出合計	38,067,817	30,587,141	30,186,839	33,651,145	33,656,668	42,267,434	38,106,681	35,658,819	34,868,127	38,427,256

資料：総務省「決算カード」

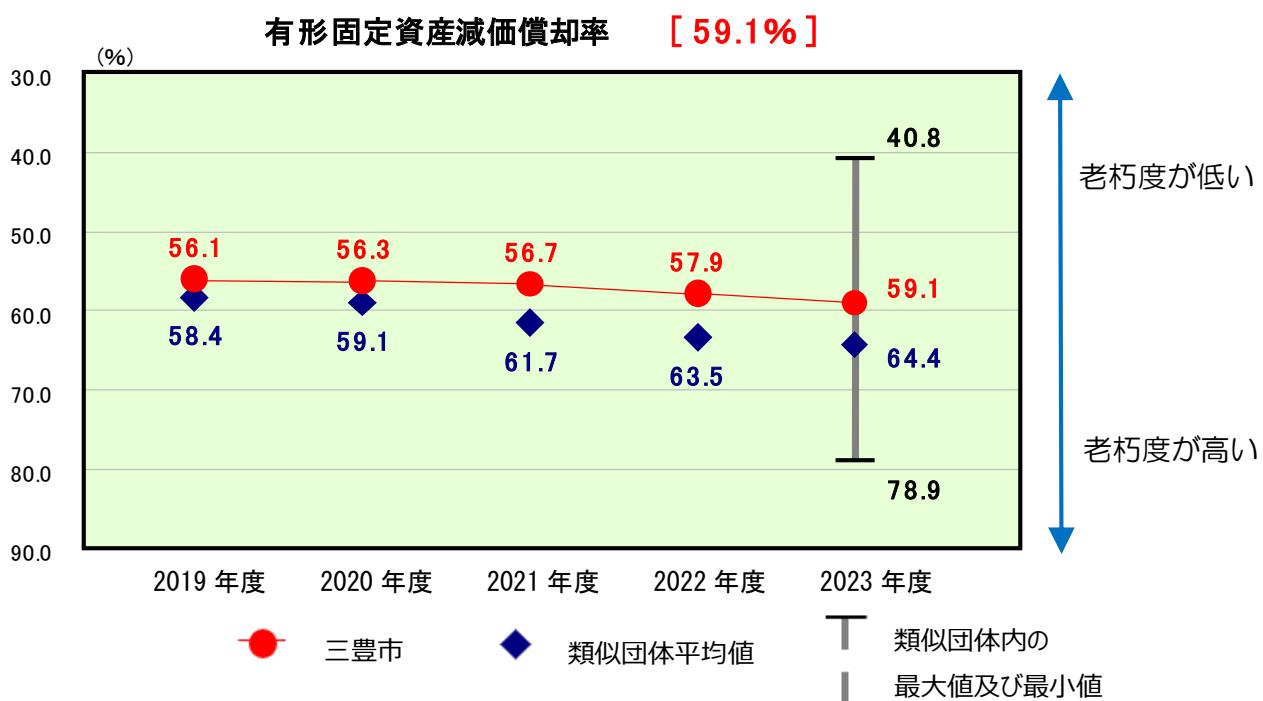
第3節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋りょう等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本市の場合は、市が保有する償却対象資産全体の約60%が減価償却をしている（老朽化が進行している）ということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

類似団体と比較すると、5か年間の減価償却率の数値は本市が常に下回っています。これは、本市の公共施設の老朽度が相対的に低いことを表しますが、今後も計画的に建物の建替えや統廃合を実施していくことで、有形固定資産減価償却率の維持を図ります。

年度別 有形固定資産減価償却率（財政状況資料集より）

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
56.1%	56.3%	56.7%	57.9%	59.1%



第3章 三豊市の公共施設等の整備状況

第1節 公共施設の分類

「公共施設」と一口に言っても、様々なものがあります。

一般的には市役所、学校、公民館、図書館など、市民利用に供する公共施設はもちろん、ごみ処理施設、し尿処理施設などの「プラント」も公共施設に含まれます。いずれも建物を有するため、建物系公共施設と総括することもあります。

また、道路や橋りょう、上下水道などはインフラ系公共施設と呼ばれます。

本計画で対象とする公共施設の分類

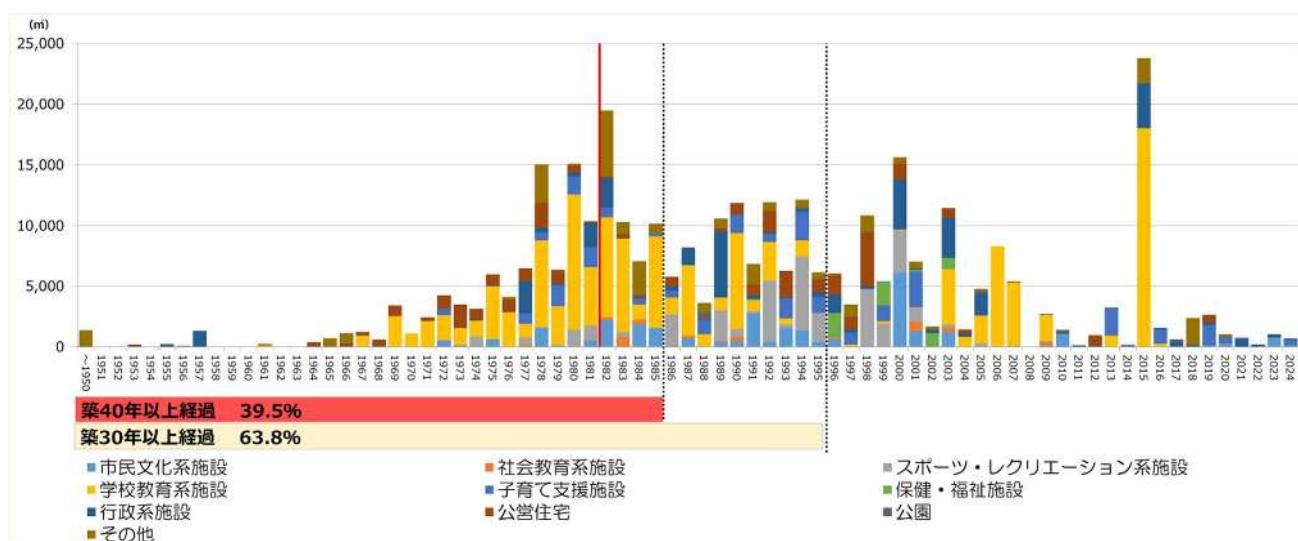
類型区分	大分類	中分類	主な公共施設
建物系 公共施設	市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所
		文化施設	三豊市文化会館(リソウエーブ)、生涯学習センター-三豊市市民交流センター、みとよ未来創造館
	社会教育系施設	図書館	図書館
		資料館等	宗吉かわらの里展示館、詫間町民俗資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	たくまシーマックス、B&G海洋センター-緑ヶ丘総合運動公園、体育館・体育センター
		保養施設	たかせ天然温泉、ル・ポール栗島、たからだの里「環の湯」
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		学校給食調理場	給食センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所・こども園
		幼児・児童施設	児童館・子育て支援センター-放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	保健施設	保健センター
		高齢福祉施設	老人デイサービスセンターのぞみ荘 老人いこいの家
		障害者福祉施設	三野町太陽の家
	行政系施設	庁舎等	市庁舎、支所、出張所
		消防施設	消防屯所
		その他行政系施設	防災センター
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	公園	公園	都市公園、農村公園等
	その他	その他	駐車場、駐輪場、火葬場、墓地
土木系 公共施設	道路	道路	一級、二級、その他市道
		橋りょう	PC橋、RC橋、鋼橋等
企業会計 施設	汚水処理施設	汚水処理施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設
	病院施設等	病院施設 医療施設	西香川病院、みとよ市民病院 志々島診療所、栗島診療所、財田診療所等

第2節 建物系公共施設

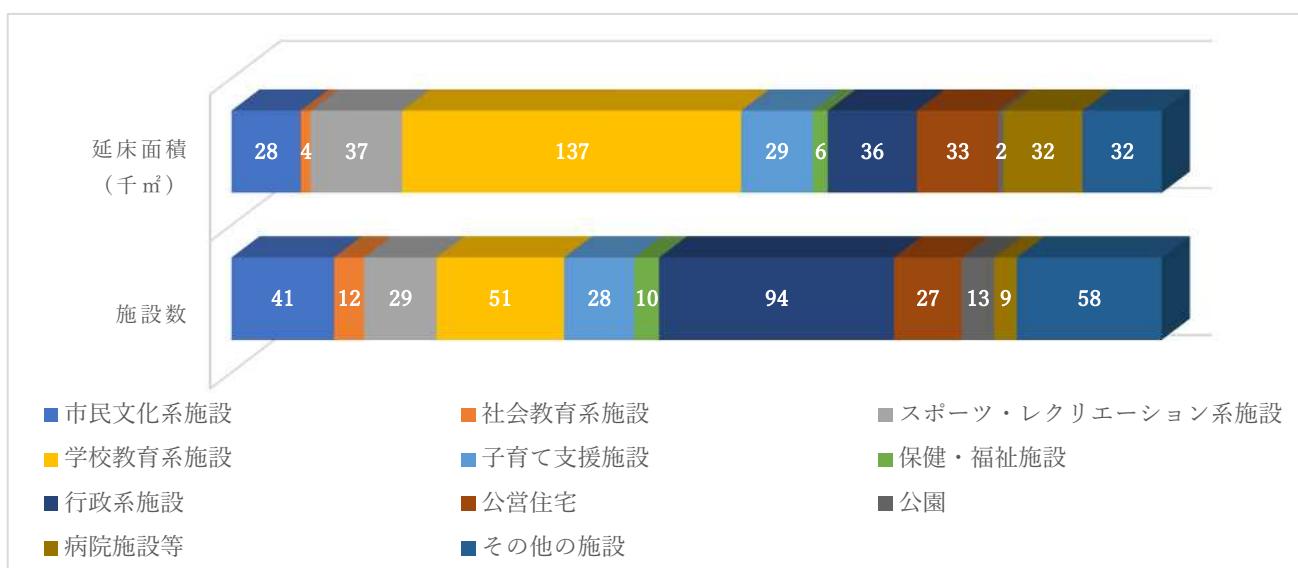
(1) 建物系公共施設の整備状況

建物系公共施設は1970年代から80年代前半を中心に整備され、令和7年(2025年)3月31日現在では、本市が保有している建物系公共施設は、築後30年以上を経過した建物が63.8%、築後40年以上を経過した建物が39.5%を占めています。このことは、今後、維持補修費に多額の投資が必要になるとともに、近い将来、更新しなければならない建物が多いことを示しています。

建物系公共施設の築年別整備状況



建物系公共施設の分類別内訳（令和7年(2025年)3月31日時点）



(2) 過去に行った対策と実績

本市が保有している建物系公共施設は、第1期計画策定時点では433施設*でしたが、令和7年(2025年)3月31日時点では372施設に減少し、延床面積は378,248m²から375,973m²に減少しました。

本計画策定後に、本市が公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下記の内容が挙げられます。

*公園施設等については第1期計画時点では、すべての公園施設を集計し、466施設としていましたが、第2期計画においては、建物が含まれる施設のみを集計しています。

過去に行った対策の一例（平成29年度～令和6年度）

対策の種類	実施年度	施設名等
除却	平成29年度	香田火葬場、豊中斎場、高瀬町武道館等
	平成30年度	永康病院医師官舎等
	令和元年度	高瀬火葬場、大野小学校等
	令和2年度	三野庁舎、三野町文化センター等
	令和3年度	大浜幼稚園、三野町水防倉庫等
	令和4年度	高瀬町公民館、高瀬町図書館等
	令和5年度	山本保育所、三野町公民館大見分館等
	令和6年度	詫間庁舎、詫間福祉センター、財田中小学校等
売却等	令和3年度	高瀬町学校給食センター、豊中町学校給食センター等
	令和4年度	三豊クリアプラザ、環境衛生会館
	令和5年度	大浜小学校、箱浦小学校、箱浦幼稚園等
	令和6年度	詫間町第4分館老人いこいの家等
複合化等	令和5年度	栗島開発総合センター・栗島診療所等の複合化の方針
総削減面積		47,331.82m ²

*上記のとおり除却・売却等により削減した面積は47,331m²ありますが、令和6年度までに新築・建替等により増加した面積が45,056m²あります。そのため、公共施設の延床面積はその差し引き2,275m²の減少にとどまっています。

新設・増築等施設一覧（平成27年度～令和6年度）

危機管理センター、南部火葬場やすらぎ苑、北部火葬場七宝苑、山本小学校（校舎・屋内運動場）、財田小学校（校舎・屋内運動場）、南部学校給食センター、山本幼稚園、みとよ市民病院等

○ 再配置完了の定義について

第1期計画において「再配置の完了」とは、条例を廃止したとき、または一般財源負担がなくなったときと定義していましたが、その定義においては、実際は建物が残存しているにもかかわらず、面積削減となる状況となっていました。今回、その定義を「解体又は売却により建物を保有しなくなったとき」と変更します。そうすることにより、実状と一

致し、固定資産台帳とも一致させることができ、将来の解体費用も考慮した指標とすることができます。

第1期計画の再配置完了の定義

**条例を廃止したとき 又は
一般財源負担がなくなったとき**

【問題点】

- ・施設が存在するのに面積削減となるのが理解しにくい
- ・固定資産台帳とのギャップがある
- ・将来的にかかる負担が見えにくい

第2期計画以降

**解体 又は 売却等により
建物を保有しなくなったとき**

を再配置完了とする

【見直しによるメリット】

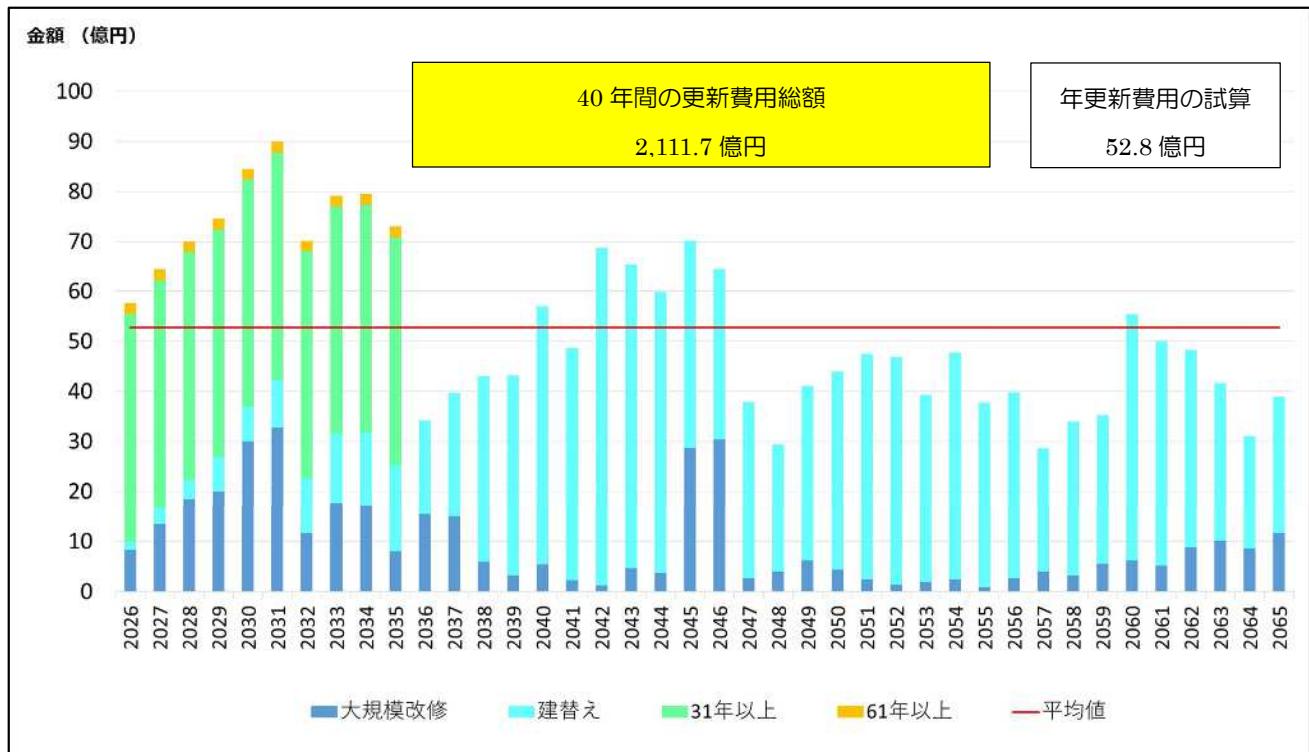
- ・実情と一致し分かりやすい
- ・固定資産台帳との一致(ギャップの解消)
- ・将来の解体費用を考慮した指標となる

第1期計画定義上、再配置完了施設のうち建物残存施設一覧（令和7年(2025年)3月31日時点）

No.	公共施設名	床面積	再配置の手法（第1期）
1	財田町汚水処理施設	160.00 m ²	使用停止（平成23年度）
2	辻放課後児童クラブ	49.46 m ²	
3	辻小学校(校舎)	2,589.00 m ²	企業貸与（平成28年度）
4	辻小学校(屋内運動場)	772.00 m ²	
5	辻幼稚園	551.00 m ²	閉園、企業貸与（令和6年度）
6	河内小学校(校舎)	2,255.00 m ²	企業貸与（平成28年度）
7	河内小学校(屋内運動場)	521.00 m ²	
8	神田小学校(校舎)	2,785.00 m ²	企業貸与（平成28年度）
9	神田小学校(屋内運動場)	543.00 m ²	
10	財田上小学校(校舎)	2,553.00 m ²	企業貸与（平成28年度）
11	財田上小学校(屋内運動場)	700.00 m ²	
12	財田町学校給食センター	404.00 m ²	使用停止（平成28年度）
13	三野方面隊第3分団屯所	64.00 m ²	使用停止（平成30年度）
14	高瀬方面隊第3分団車庫	25.65 m ²	使用停止（令和元年度）
15	豊中方面隊第2分団車庫	12.00 m ²	使用停止（令和元年度）
16	旧永康病院	8,842.61 m ²	使用停止（令和4年度）
17	荘内自然休養村センター	623.67 m ²	使用停止（令和6年度）
18	山本方面隊第4分団1部屯所	29.45 m ²	使用停止（令和6年度）
19	山本方面隊第4分団4部屯所	7.60 m ²	使用停止（令和6年度）
20	詫間方面隊第6分団屯所（伊砂子）	53.88 m ²	使用停止（令和6年度）
21	財田こども園（旧幼稚園）	825.00 m ²	使用停止（令和6年度）
22	通船待合所	25.92 m ²	使用停止（令和6年度）
23	通船待合所兼用型トイレ	0.87 m ²	使用停止（令和6年度）
床面積の合計		24,393.11 m ²	

(3) 建物系公共施設の更新費用の試算（従来型推計）

建物系公共施設の更新費用の試算（従来型推計）



本市の建物系公共施設について、このまま現在の公共施設数を維持したまま、主要な建物を耐用年数に応じて建替えを行うと仮定して、更新費用を試算しました。（令和 7 年(2025 年)3 月 31 日現在の数値による試算）

すべての建物系公共施設を建替えるためには、今後 40 年間で 2,111.7 億円の更新費用が必要となり、年平均では、毎年 52.8 億円が必要になる推計結果となりました。

更新費用（従来型推計）の前提条件及び試算方法

試算の方法

- 耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

$$\text{更新単価} \times \text{延床面積} = \text{更新費用}$$

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

耐用年数の設定

- 一律で 60 年として試算。

更新年数の設定

- 建築後 30 年で大規模改修（改修期間 2 年）
- 建築後 60 年で建替え（建替期間 3 年）
- 経過年数が 30 年を超える場合は今後 10 年間で大規模改修（均等割）
- 経過年数が 50 年を超えている場合は、大規模改修は行わず 60 年を経た年度に建替え
- 経過年数が 60 年を超えている場合は、今後 10 年間で建替え（均等割）。

試算に用いる単価

下表は、一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトで示された建築系公共施設の更新単価を整理した表である。

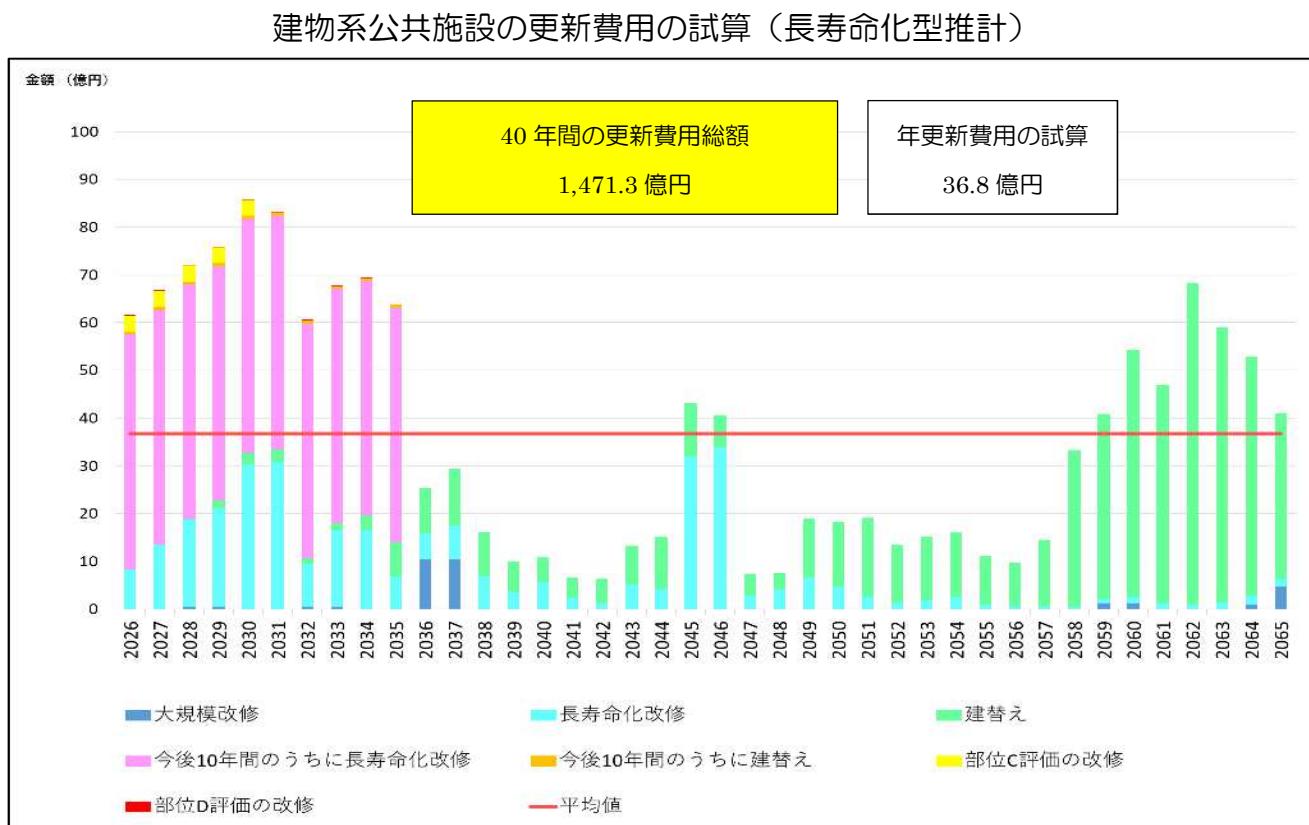
施設分類	改修単価（円/m ² ）	建替単価（円/m ² ）
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉、公園、供給処理施設、その他施設	200,000	360,000
学校教育施設、子育て支援施設	170,000	330,000
公営住宅	170,000	280,000

上記の表は、平成 26 年度(2014 年度)時点に示された単価であるため、本計画策定期点における物価指数を考慮して、下表の単価にて試算を行う。

施設分類	改修単価（円/m ² ）	建替単価（円/m ² ）
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	325,000	520,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉、公園、供給処理施設、その他施設	260,000	468,000
学校教育施設、子育て支援施設	221,000	429,000
公営住宅	221,000	364,000

（一般財団法人地域総合整備財団公共施設等更新費用試算ソフトの単価に対して、物価指数を考慮し、3割増しとしている）

(4) 建物系公共施設の更新費用の試算（長寿命化型推計）



予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計を算出します。新耐震基準以降に建設された建物は長寿命化を図り、耐用年数を 80 年とし、旧耐震基準の建物は従来型と同じ試算条件とします。また、個別施設計画策定時に行った劣化状況調査を踏まえて、推計に反映しています。（学校施設等長寿命化計画策定時の推計と同条件）。

長寿命化対策を考慮した場合の更新費用推計を行った結果、年平均では、毎年 36.8 億円が必要になる推計結果となりました。（3）で述べた従来型の場合より、年間 16 億円の更新費用の削減が見込まれます。

このことから、今後は、長寿命化の考え方を取り入れ、対策していくことが重要となります。

更新費用（長寿命化型推計）の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・計算は、従来型と同様、更新単価 × 延床面積 = 更新費用
- ・旧耐震基準の建物は、従来型の条件と同様。新耐震基準の建物は、以下に示す長寿命化型の条件で試算を行う。また、建替えに伴う解体費用等については含むものとして想定している。

耐用年数の設定（長寿命化型）

- ・長寿命化型の目標耐用年数 80 年

更新年数の設定（長寿命化型）

- ・建築後 40 年で長寿命化型改修（改修期間 2 年）
- ・建築後 20 年、60 年で予防保全的な大規模改修（改修期間 1 年）
- ・建築後 80 年で建替え（建替期間 3 年）
- ・改修や建替えの時期を過ぎてしまっている場合は、従来型と同様、今後 10 年間で均等割

試算に用いる単価（長寿命化型）

- ・建替えの単価は従来型と同様。大規模改修（予防保全）と長寿命化改修の単価は下表のとおり。

部位修繕

- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（文部科学省）に準じて算出。

試算に用いる単価（長寿命化型）

建替えの単価は、従来型と同様。「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト」（文部科学省）で示された大規模改修（予防保全）と長寿命化改修の単価は下表のとおり。

施設分類	予防保全改修単価 (円/m ²)	長寿命化改修単価 (円/m ²)	建替単価 (円/m ²)
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	100,000	240,000	400,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉、公園、供給処理施設、その他施設	90,000	216,000	360,000
学校教育施設、子育て支援施設	82,500	198,000	330,000
公営住宅	70,000	168,000	280,000

上記の表は、平成 26 年度(2014 年度)時点に示された単価であるため、本計画策定期点における物価指数を考慮して、下表の単価にて試算を行う。

施設分類	予防保全改修単価 (円/m ²)	長寿命化改修単価 (円/m ²)	建替単価 (円/m ²)
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	130,000	312,000	520,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉、公園、供給処理施設、その他施設	117,000	280,800	468,000
学校教育施設、子育て支援施設	107,250	257,400	429,000
公営住宅	91,000	218,400	364,000

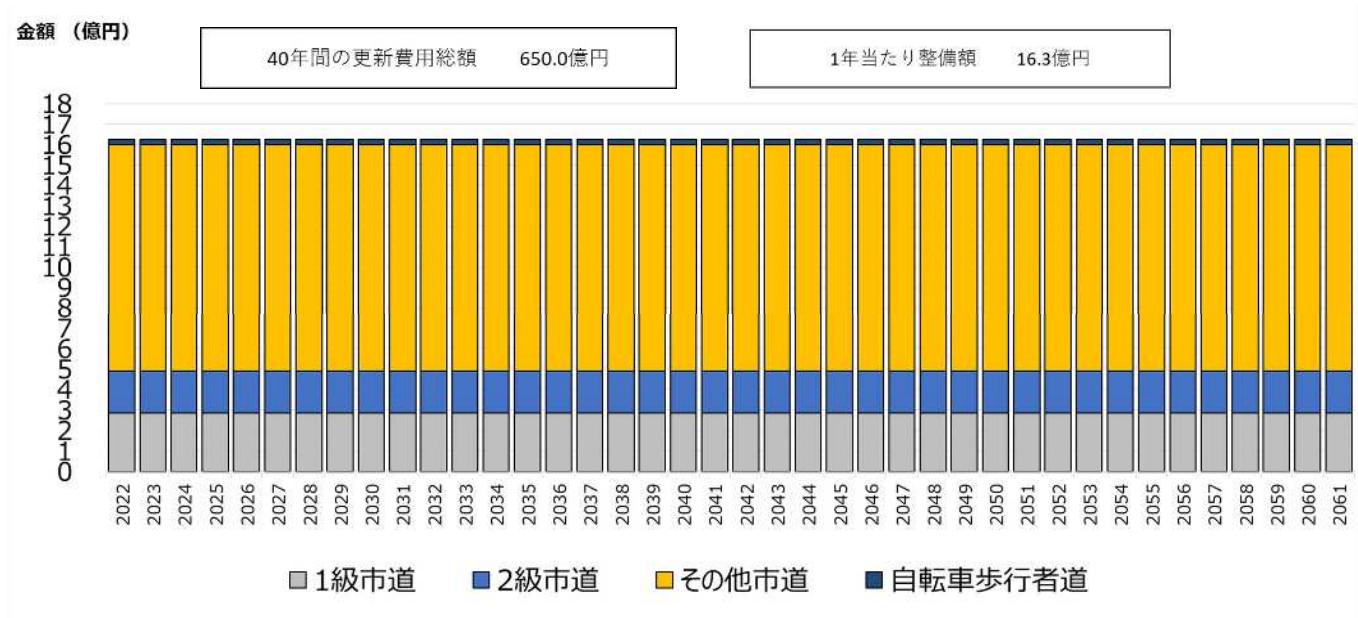
（「一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフト」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト」（文部科学省）の単価に対して、物価指数を考慮し、3割増しとしている）

第3節 インフラ系公共施設

(1) インフラ系公共施設の整備状況と更新費用の試算

① 道路

道路の更新費用の試算



本市が所有する道路は、令和 6 年度(2024 年度)末時点で、道路部面積の合計が約 511ha、自転車歩行者道の面積合計が約 14 ha となっており、現状規模のまま更新すると仮定して、更新費用を試算しました。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、更新費用を年度別に把握することは困難であるため、現在の道路の総面積における更新費用を耐用年数で割ったものを、1 年間の更新費用とします。

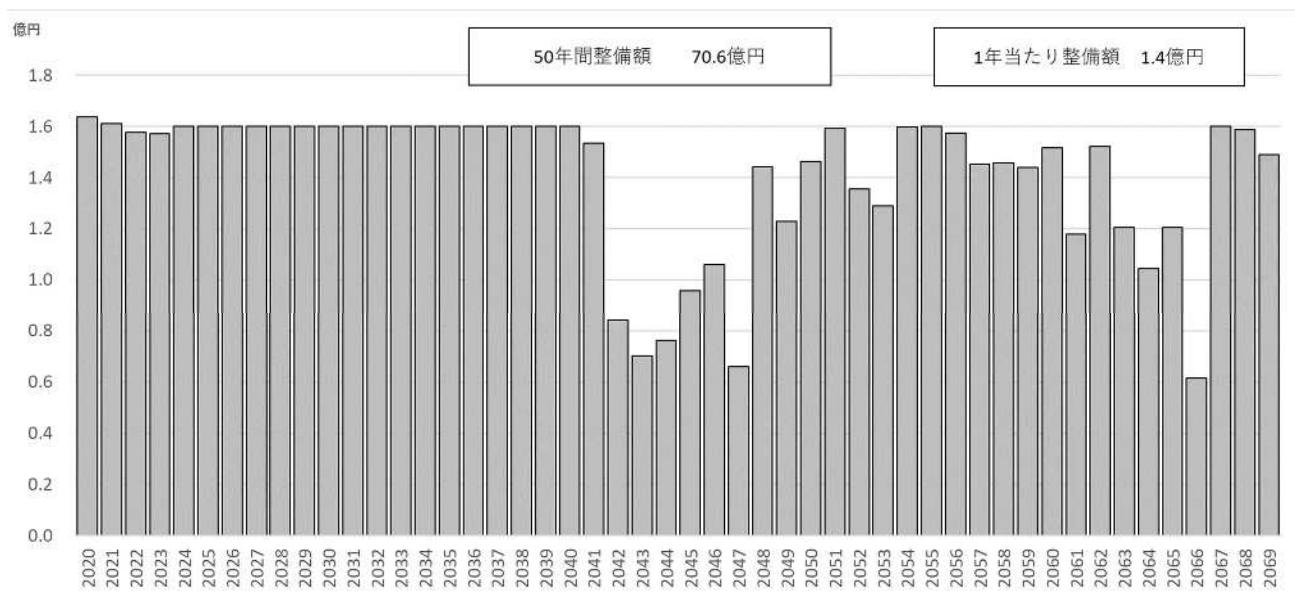
今後 40 年間で 650.0 億円の更新費用が必要となり、年平均では、16.3 億円が必要になる推計結果となりました。

② 橋りょう（市道）

橋りょうについては、令和元年度（2019 年度）に「三豊市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。計画によると、本市が管理する道路橋梁は現在 666 橋あり、このうち建設後 50 年を経過する橋梁は 48 橋で、全橋梁の約 7.2% を占めています。20 年後にはこの割合が 88.8% を占め、急速に高齢橋梁が増大し、更新が一時期に集中するとともに、維持管理費用が膨大化することが予想されます。

橋梁長寿命化修繕計画では、上記の課題を踏まえて、最も経済的な維持管理ができるように、予防保全的な対応を行った場合、今後 50 年間で 70.6 億円の更新費用が必要となり、年平均では、1.4 億円が必要になる推計結果となりました。事後対応により更新する場合は、今後 50 年間で 186 億円の更新費用がかかる見込みであるため、長期的に見れば、約 115 億円のコスト縮減が見込まれることが分かっています。

橋りょう（市道）の更新費用の試算



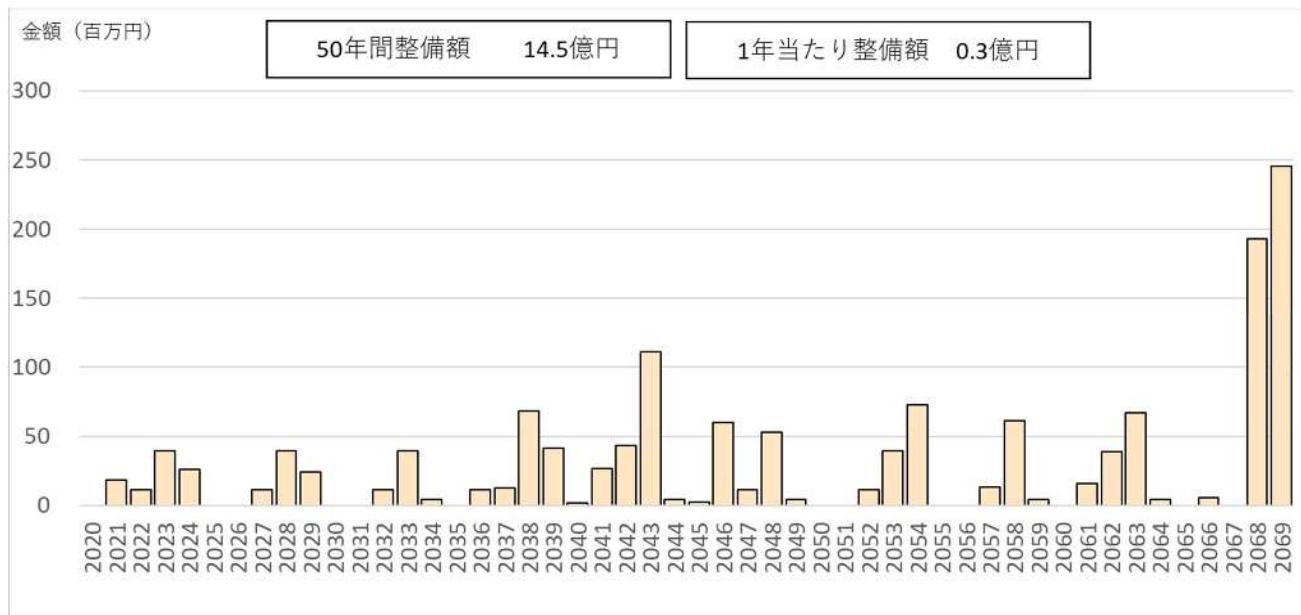
③ 橋りょう（林道）

橋りょうのうち、林道に架設されているものについては、「三豊市林道橋個別施設計画」で現況の把握と更新費用の見込みを算出しています。計画では、6 年間で 1,050 万円の更新費用が必要となり、年平均では、175 万円が必要になる推計結果となりました。

④ 港湾施設・港湾海岸

港湾については、長寿命化計画を策定し、更新費用の見込みを算出しています。計画では、50年間で 14.5 億円の更新費用が必要となり、年平均では、0.3 億円が必要になる推計結果となりました。

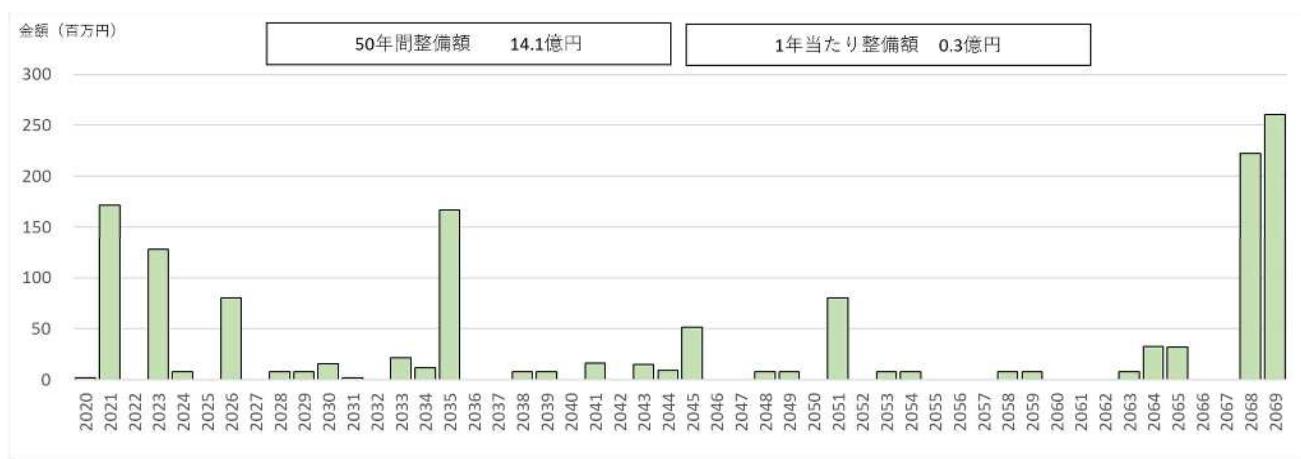
港湾施設・港湾海岸の更新費用の試算



⑤ 漁港海岸

漁港については、長寿命化計画を策定し、更新費用の見込みを算出しています。計画では、50年間で 14.1 億円の更新費用が必要となり、年平均では、0.3 億円が必要になる推計結果となりました。

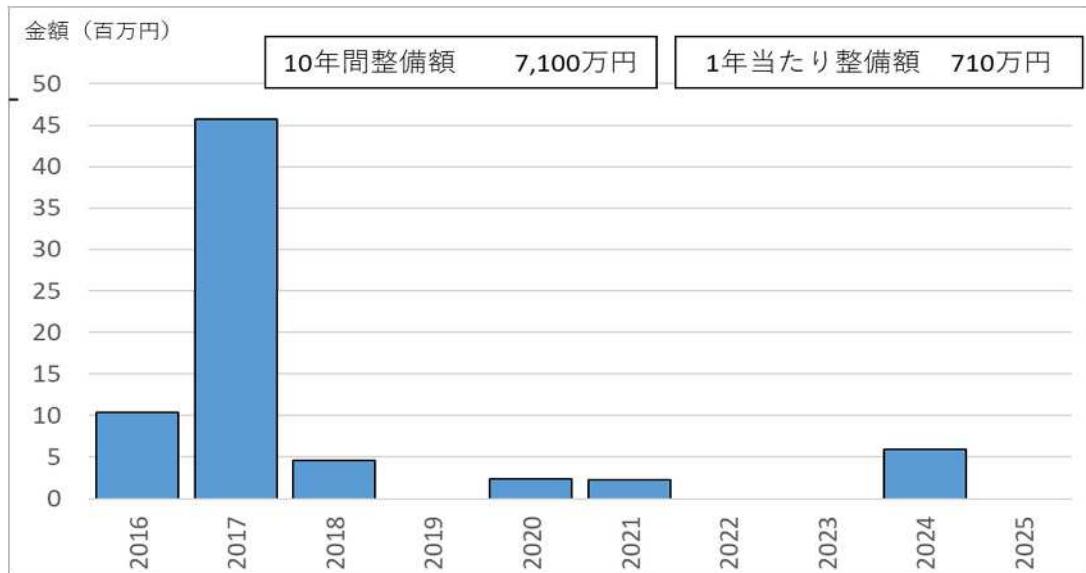
漁港海岸の更新費用の試算



⑥ 公園

公園については、「三豊市公園施設長寿命化計画」を策定し、更新費用の見込みを算出しています。計画では、10年間で 7,100 万円の更新費用が必要となり、年平均では、710 万円が必要になる推計結果となりました。

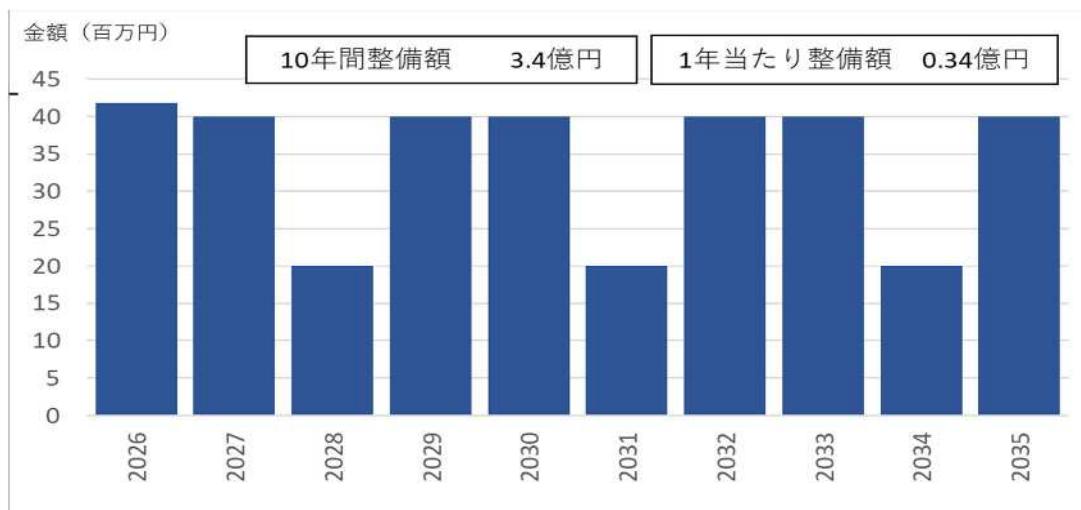
公園施設の更新費用の試算



⑦ 汚水処理施設

汚水処理施設については、令和 7 年度（2025 年度）に「三豊市生活排水処理事業経営戦略」を策定しており、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業（市設置浄化槽）についての更新費用の見込みを算出しています。計画では、10 年間で 3.4 億円の更新費用が必要となり、年平均では、0.34 億円が必要になる推計結果となりました。

農業・漁業集落排水事業、特定地域生活排水事業（市設置浄化槽）の更新費用の試算



(2) 全ての公共施設の更新費用の試算

種 別	計画期間中の 更新費用	計画（推計）期間	1か年当たり 更新費用	算定根拠
建物系公共施設（改修費用+建替費用）	1,471.3億円	40年間	36.8億円	公共施設等総合管理計画（長寿命化型推計）
道路	650.0億円	40年間	16.3億円	更新費用推計
橋りょう（市道）	70.6億円	50年間	1.4億円	橋梁長寿命化修繕計画
橋りょう（林道）	1,050万円	6年間	175万円	林道橋個別施設計画
港湾施設・港湾海岸	14.5億円	50年間	0.3億円	長寿命化計画
漁港海岸	14.1億円	50年間	0.3億円	長寿命化計画
公園	7,100万円	10年間	710万円	公園施設長寿命化計画
汚水処理施設	3.4億円	10年間	0.34億円	生活排水処理事業経営戦略

1年当たり更新費用の合計 55.5億円

建物系公共施設とインフラ系公共施設（道路、橋りょう（市道・林道）、港湾施設・港湾海岸、漁港海岸、公園、汚水処理施設）を合わせた全ての公共施設についての更新費用を推計しました。その結果、各種別ごとに計画期間中の更新費用を計画（推計）期間で割り込んだ1年当たり更新費用の合計は、55.5億円という結果となりました。

第4節 公共施設再配置を取り巻く財政状況

本市の財政状況は、財政健全化判断比率などの財政指標において健全性を保っています。しかしながら、成長戦略の結果、いくらかの経済の好循環が生まれはじめているとはいえ、いまだ厳しい国の財政状況の影響で、依存財源（地方自治体への地方交付税や補助金など）は削減される傾向にあります。また、現下の経済情勢を鑑みるに、市民所得が大きく伸びることは考えにくく、市税を中心とする自主財源の伸びも期待できません。

加えて、地方交付税の一本算定などにより、本市の歳入見通しは楽観できるものではありません。

一方、歳出面では、義務的経費である扶助費などは、少子化・高齢化の影響で増加傾向を示しています。

また、子育て支援施策や高齢者福祉施策だけではなく、交流人口・居住人口増加政策、商工業・農林水産業の活性化政策など、本市が今後取り組まなければならない課題は依然として多く、公共施設の老朽化対策、再配置に用いることができる財源にも限りがあります。

しかしながら「(2) 全ての公共施設の更新費用の試算」の結果のとおり、建物系公共施設とインフラ系公共施設を合わせた全ての公共施設の更新費用(推計値)は、1年あたり55.5億円です。

決算統計によると、過去の投資的経費の実績は、年平均41.2億円となっており、推計値：55.5億円と比較すると、毎年14.3億円(55.5億円－41.2億円)の事業費不足となります。

したがって、本市は、全ての公共施設を更新することは諦めた上で、優先順位を付けて、公共施設の再配置を進めなければなりません。

過去の投資的経費の実績（令和2年度～令和6年度）

(千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5か年合計
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
補助事業費	1,368,867	1,219,408	1,125,037	592,837	1,016,807	5,322,956
単独事業費	3,120,869	2,940,070	2,597,787	3,363,286	3,275,746	15,297,758
合計	4,489,736	4,159,478	3,722,824	3,956,123	4,292,553	20,620,714

1年当たり投資的経費実績 41.2億円

第4章 公共施設再配置の全体目標、基本方針など

第1節 三豊市全体の課題

① 施設の老朽化

市内の公共施設の多くは高度成長期から昭和後期にかけて整備されており、築30～50年を超える施設が増加しています。老朽化に伴う安全性確保や更新・修繕需要の増大は避けられず、計画的な維持管理や更新を進めていく必要があります。

② 住民ニーズの変化

人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域コミュニティの在り方や行政サービスに対する需要も変化しています。かつて想定していた規模や機能が現状に合わなくなっている施設もあり、利用状況に応じた見直しや複合化など、柔軟な施設配置を検討することが求められています。

③ 財源の不足

本市では、これまで公共施設の更新等において合併特例債を活用し、財政負担の平準化を図ってきました。しかし、その適用期間が終了したことにより、今後は同様の財源措置を見込むことが難しくなっています。老朽化に伴う更新・改修需要が増大する一方で、市の一般財源は限られており、公共施設の維持に係る財政負担は一層増加する見込みです。こうした状況から、施設の総量縮減や優先度の明確化が不可欠となっています。

第2節 公共施設再配置における2055年までの全体目標

財政状況や人口推計を基に、公共施設再配置における2055年までの全体目標を次のとおりとします。

必要な機能はできるだけ維持しながらも公共施設の総量の適正化を進め、公共施設の延床面積を概ね半減させることにより、将来にわたり持続可能な行政サービスの実現を図る。

公共施設再配置を進めていく上で最も重要なことは「再配置を実行・実践」することです。令和5年(2023年)12月策定された、本市の最上位計画である「三豊市第2次総合計画後期基本計画」や令和4年(2022年)3月に策定された「三豊市新行政改革大綱」の中でも、本計画に関するることは重要な政策課題と位置づけています。

【第2次総合計画後期基本計画第6章基本方針②(抜粋)】

2. 公共施設の再配置

老朽化により更新時期を迎える公共施設については、同機能施設への集約化又は他機能施設との複合化を図るとともに、用途廃止を進める等、身の丈にあった保有量を目指します。

また、目的を終了した公共施設については、積極的に売却を進めることで、維持管理経費及び解体費用の削減を図ります。

【新行政改革大綱第2章2(抜粋)】

(2)公共施設運営上の課題

今後は、公共施設の利用者である市民も高齢化と人口減少が進む見込みであり、公共施設の維持管理費や更新費用の負担が増加する一方で、地方交付税や税収は減少し、現在保有する公共施設を更新していくことは事実上不可能な状況となっています。

そのため、個々の施設における存続・廃止・集約化などの方針決定を行い、将来的に維持存続が可能な公共施設の適正規模について検討していく必要があります。

これらに加えて、公共施設所管部署が定める各種整備計画や運営に関する計画等との整合性を図りつつも、その上位計画として本計画を位置づけ、実効性を確保するものとします。

また、計画の途中であっても、公共施設の再配置に有効となる新たな施策や技術的な進歩がある場合は、隨時、本計画に組み込むこととします。

第3節 数値目標

今後は「One MITOYO ~心つながる豊かさ実感都市~」の実現を目指して、未来に向かって持続、発展するまちを創造するため、市民と行政が情報を共有し、将来の公共施設のあるべき姿と適正な維持管理費を理解し、公共施設の再配置を進めます。

一方、地域コミュニティの維持・形成に資する機能の確保については、施設整備に限らず、既存施設の活用や地域主体の取組も含め、検討します。また、必要な行政機能はできるだけ維持しながらも、公共施設の総量を減らし、持続可能な行政サービスを実現します。

計画期間における数値目標は次のとおりです。

平成22年度末時点の公共施設延床面積（基準値）	378,248.77 m ²
最終目標値はその延床面積を約半分にする（2055年最終目標値）	189,124.38 m ²
令和6年度末時点の公共施設延床面積（現在値）	375,973.65 m ²
現在値 - 最終目標値（残り30年間の削減面積）	186,849.27 m ²
上記÷3期（第2期計画での削減目標）	62,283.09 m ²

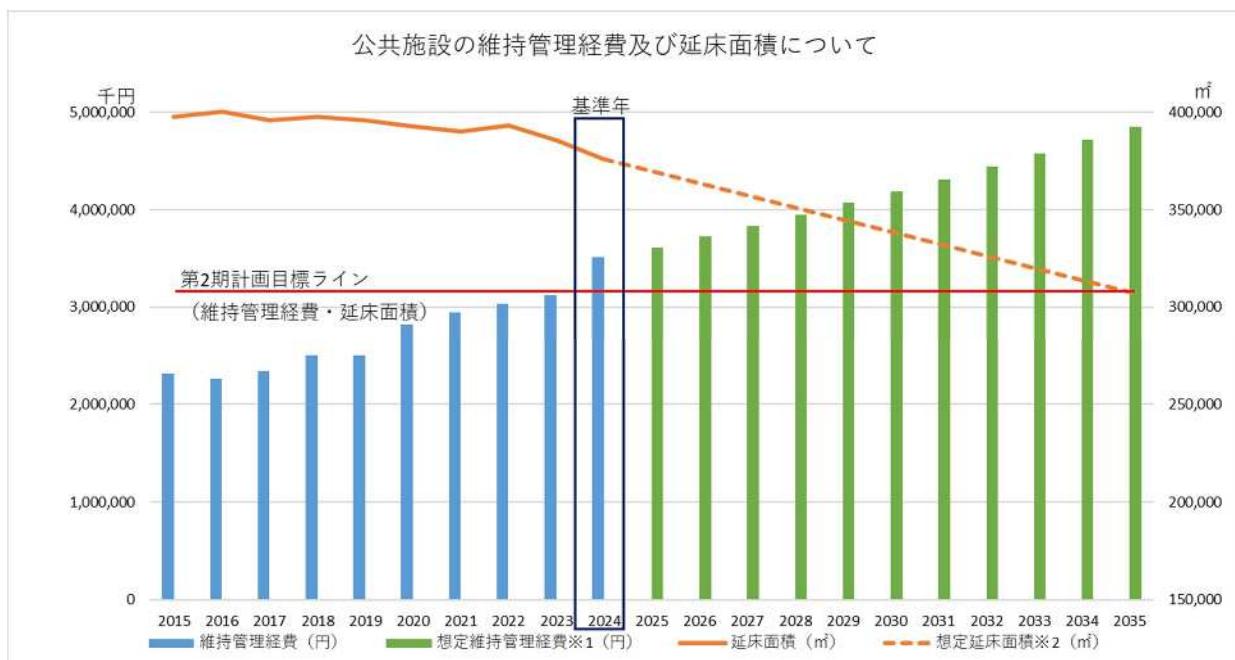
**第2期計画期間終了時点で
再配置完了させる延床面積**
(第2期中に削減する延床面積)

▲62,283 m²

また、建物系公共施設には、年間約35億円の維持管理経費（光熱水費、修繕費、委託料、人件費等含む）が掛かっています（令和6年度(2024年度)実績）。このうち施設使用料収入は約1億円にとどまっています。その結果、約34億円が一般財源の負担となっており、厳しい財政状況の中、本市全体の歳出に占める公共施設の維持管理経費の割合は約1割に達しています。このような状況を踏まえ、市の財政状況を総合的に勘案し、維持管理経費の削減について数値目標を設定します。

**維持管理経費について、令和6年度(2024年度)を基準として
令和17年度(2035年度)までに10%削減する**

※本計画における維持管理経費の削減目標は、将来的な経費増加を前提として設定したものであり、数値上は10%削減であるものの、実質的には約35%の削減努力を要する、相応に高い水準となります。



※1 令和7年度(2025年度)以降の想定維持管理経費については、物価上昇の影響を考慮し、消費者物価指数が年率3%上昇すると仮定して算定しています。

※2 令和7年度(2025年度)以降の想定延床面積については、第2期計画の目標値に基づく推計値です。

第4節 公共施設再配置の基本方針

本市を取り巻く社会経済状況並びに公共施設の現況及び課題を踏まえ、次に掲げるものを公共施設の再配置の基本方針とします。

① 公共施設の総量又は総床面積の縮減を図るため、原則として、建替施設を除き、新規の建物は建設しないこと。

② 建替施設を建設する場合でも、できる限り機能を維持する方策を講じた上で、優先順位を付けて一般財源の負担を大幅に削減すること。

③ 管理課が異なる場合でも、同様の用途である公共施設は、いずれかの公共施設に複数の機能を統合するよう努めること。

④ 現在の維持管理経費等を理解し、ライフサイクルコスト(※)を小さくするように努めること。

⑤ 建替施設を建設する場合においては、積極的に官民連携手法を採用すること。

⑥ 目的を終えた公共施設については、民間事業者等への売却を積極的に進めるこ

と。

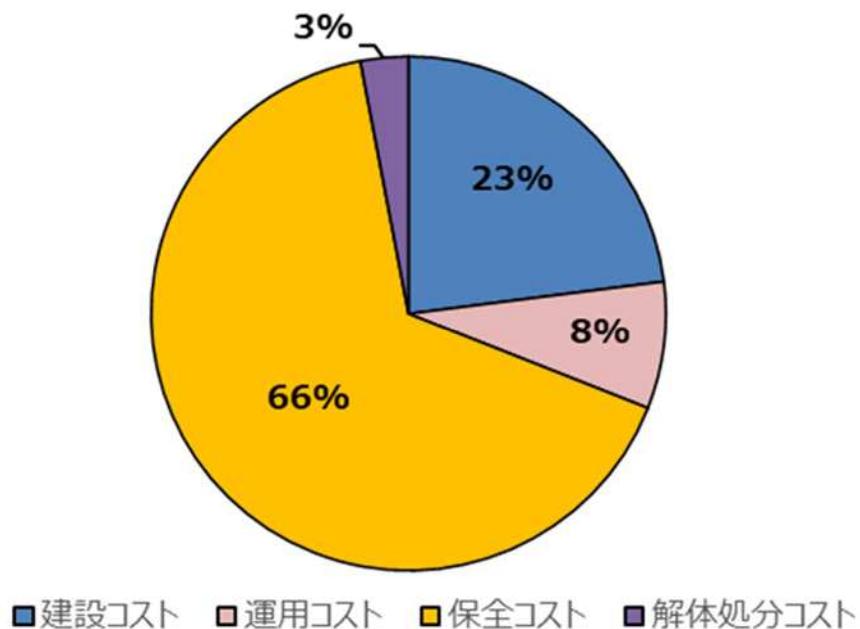
⑦ 公共施設の管理運営に地域コミュニティの活力を導入し、地域住民の連帯感を醸成すること。

(※) 「ライフサイクルコスト(LCC)」とは、公共施設等の経費を考える際、建設時の経費だけでなく、維持・運営及び改修に必要な経費もすべて含めた財政負担を考えることです。

建物のLCCは、規模や用途などによって変化しますが、一例をあげると、建設コストの割合は約23%、運用コストが約8%、保全コストが66%、解体処分コストが

約3%となります。（「令和5年度建築物のライフサイクルコスト 国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修」より中規模C庁舎のLCC）

限られた財源を有効活用するためには、LCCの観点から公共施設のあり方を検討しなければなりません。



第5節 公共施設再配置の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の適切な維持管理を進めるため、法令に基づく点検はもとより、日常の保守点検や定期点検、劣化診断等を行うことにより、施設の状態を正確に把握します。点検・診断等の結果、修繕等の必要があるときは、年度途中であっても修繕予算を要求するなど安全性確保に努めます。

(2) 維持管理、修繕、更新等の実施方針

建物系公共施設及びインフラ系公共施設について、それぞれ策定している個別施設計画・長寿命化計画等に基づいて、維持管理、修繕等実施します。更新にあたっては、利用状況や将来需要を踏まえ、施設の統廃合や複合化などの最適化を検討したうえで実施します。

(3) 安全確保の実施方針

利用者の安全確保を最優先とし、施設の維持管理を行います。点検・診断等により事故の未然防止に努めるとともに、異常や危険性が認められた場合は、緊急修繕、使用中止、除却等、状況に応じた措置を迅速に講じます

(4) 耐震化の実施方針

計画的に進めてきた学校教育施設の耐震化は完了しましたので、災害時に防災拠点や避難所として利用する公共施設を優先的に耐震化します。また、防災拠点等でない公共施設も、引き続き供用するものは、耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施に当たっては、従来の平均的な更新時期に建替える場合と比べて、LCC（ライフサイクルコスト）の削減を図ることとします。なお、各施設の長寿命化の具体的な方針は、個別の実施計画等において定めます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本市においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。

(7) 脱炭素化の推進方針

2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みを推進します。「三豊市第 2 次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「三豊市第 5 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を踏まえ、公共施設の改修・更新に加え、新設にあたっても、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入、断熱性能の向上、さらには ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の推進にも努め、温室効果ガス排出量の削減を図ります。また、エネルギー使用量の把握・見える化を行い、運用改善による継続的な削減に取り組みます。

(8) 公民連携（PPP／PFI 等）の活用方針

公共施設に係る財政負担を軽減しつつ、より効果的・効率的な維持管理、更新を行うため、民間の資金やノウハウを活用する PPP・PFI 方式、指定管理者制度等の導入可能性を検討します。施設規模、需要、費用対効果等を踏まえ、民間活力が効果を発揮しうる分野については積極的に活用を図り、効率的で持続可能な施設運営を推進していきます。

(9) 公共施設更新の優先度

① 更新の優先度を設定するための視点

公共施設の再配置を考えるうえで、最も重視しなければならないことは、公共施設は単に市民に対して行政サービスを提供する場所ということではなく、市民の「生命」と「生活」を護る場所であるという視点です。

少子化・高齢化が進行していく中で、将来に渡って現状の公共施設を“すべて維持していく”ことは、財政を圧迫するだけでなく、施設の規模や機能が人口規模や利用状況に対して過大となるおそれがありますが、効率面だけを重視するのは良くありません。

本市の現状を考えると、地域住民と子ども達が世代を超えて共生できる環境を整備することが、重要な課題であると考えます。つまり、安全かつ安心できる環境で子育てできるようになることが、同時に、高齢者にとっても安心して暮らせる環境につながるものと考えます。多世代が日常的に地域の中で交流できる「場」を創っていくことを目指して、公共施設の再配置を進めることが大切です。

② 公共施設更新の優先度

前述の「優先度を設定するための視点」を踏まえ、公共施設更新の優先度を次表のとおりとします。ただし、この優先度は、公共施設として維持し続けるという意味ではなく、学校や市民センターを地域コミュニティの中心として捉えることで、その機能を存続させることを優先的に検討するという意味です。

なお、近年に整備した、山本小学校、財田小学校や高瀬中学校、下高瀬小学校など、令和34年(2052年)以降に更新時期を迎える建物は、優先度を定めません。今後の公共施設再配置の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえ、改めて試算等を行った上で優先度を定めます。

【公共施設更新の優先度】

区分	公共施設の機能	更新の考え方(方向性)
最優先 機能維持を最優先するもの (ただし、公設公営による維持管理を意味するものではない。以下同じ。)	義務教育	「三豊市立学校再編整備基本方針(改訂版)」に沿って、統廃合を進めます。
	子育て支援	少子化による幼稚園、保育所等の機能の統合を検討した上で、建物の更新を行います。
	行政事務スペース	①支所機能のあり方も踏まえながら、遊休空間を削減し、更新時に大幅な規模縮小を行います。また、周辺施設との機能の複合化を進めます。 ②事務事業の見直しや廃止により、行政組織の適正化を行います。

区分	公共施設の機能	更新の考え方(方向性)
優先 他の公共施設に優先して機能維持を検討するもの	公共施設の調査結果など、客観的評価に基づく市民ニーズを踏まえ、計画の中で維持することを優先的に検討する機能	①財源の裏づけを得た上で、実現の可能性を検証して決定します。 ②機能を確保することを前提に、 最優先 施設の中で実現できるよう検討します。 ③指定避難所については、安心・安全機能の確保のあり方、公共施設更新の優先度を一体的に検討します。
その他	上記以外の機能	①機能を維持しなければならないものは、学校・庁舎等の空き空間を活用します。 ②廃止に伴うサービスの低下を極力防止するため、「交通手段の確保」や「近隣での代替施設の確保」を検討します。 ③廃止施設については他の行政利用の有無を確認し、利用がない場合は民間事業者等への売却を積極的に進めます。

(10) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

本計画は、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載しています。

活用に関しては、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを用いて、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を行っていきます。また、後述する「保有する財産（未利用資産等）の活用」への取り組みにも、固定資産台帳データを活用し、積極的に資産の利活用を進めます。

(11) 保有する財産（未利用財産等）の活用や処分に関する基本方針

保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関しては、公有財産処分等事務取扱マニュアル等のガイドラインに従い、公共施設マネジメント総括部署と所管部署が連携協力することにより、各施設の利活用や処分の方向性を検討することとしています。

(12) 広域連携の推進

市民に必要とされる行政サービスや機能で、広域連携することによって良い効果が見込めるものは、市域を超えて、周辺の自治体等との広域連携を図ります。

今後は、国・県・近隣市町と連携を一層深め、公共施設の相互利用や共同設置なども検討します。

(13) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

総合計画や都市計画等の関連計画との整合を確保するとともに、国・県管理施設との役割分担を踏まえた機能配置を進め、地域全体で効率的な公共施設の配置・運用を進めます。

(14) 分類(用途)別の公共施設再配置の考え方

現在においても財政は厳しい状況であるうえに、今後は、合併特例法による交付税優遇措置が廃止された中で、本市が保有する公共施設を全て現状のまま維持し続けることは不可能です。管理運営方法の見直しによる経費の縮減はもとより、残存する新耐震基準を満たさない建物や、新耐震基準を満たしていても老朽化した建物の更新費用を捻出していくには、設置や再配置方法を抜本的に見直さなくてはなりません。

本市では、中長期の視点に立った公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を行うため、公共施設の概要調査で把握した内容や数値等を基にして、議会と協議を重ねながら、分類(用途)別の「今後の公共施設再配置の考え方」を次のとおり定めました。

分類	今後の公共施設再配置の考え方
小中学校等	a. 「三豊市立学校再編整備基本方針(改訂版)」に沿って、統廃合を進めます。 b. 統廃合により学校の機能のなくなったものは、三豊市公有財産処分等事務取扱マニュアルの方針に基づき、跡地の行政利用検討や売却等の手続きを進めます。
学校給食調理場	老朽化が進み、将来的に給食の安全性が危惧される三豊市北部地域(詫間町、三野町、仁尾町)の給食調理場5施設については、施設の更新・機能集約等の対応方策について、協議・検討を進めます。
幼稚園・保育所	a. 「三豊市就学前教育・保育総合計画」に沿って、幼稚園と保育所の一体化を推進します。 b. 建物、敷地の売却や、官民連携による運営を検討します。また、規模や状態、周辺の環境を考慮し、幼稚園・保育所相互の統廃合も検討します。

分類	今後の公共施設再配置の考え方
幼児・児童施設	<p>a.つどいの広場や子育て支援センターなど子育て施設は、保育所や幼稚園、こども家庭センター等と連携しながら、在園児・在宅児家庭の子育て支援拠点として、その機能を維持します。</p> <p>b.放課後児童クラブは、学校施設や公民館等を有効に活用してその機能を維持するとともに、今後的小学校統廃合の動向等も考慮に入れ、配置のあり方を検討します。</p> <p>c.児童館は引き続き地域の児童健全育成の拠点としての機能を維持します。</p>
庁舎等	支所周辺の公共施設は、合併以降も市民生活に急激な変化がないよう、行政サービスを維持するため配置してきましたが、行政機能の本庁への集約化が進み、これからは大規模災害に対する危機管理拠点としての必要性が高まっています。そこで、各支所の庁舎は、防災機能を含むコミュニティの拠点として、再編整備を進めます。
消防施設	消防施設は、消防屯所を中心として、消防車などの機材が配置されていますが、地域により、その配置にはらつきがあります。今後、防災機能を強化し安全安心なまちづくりを推進するため、防災計画や消防団再編計画に従い、消防施設の計画的な再配置を行います。
その他 行政系施設	<p>a.防災センター・水防・備蓄倉庫は、消防屯所の役割も担っており、消防施設の再配置と併せて検討します。</p> <p>b.農村環境改善センターは、主に貸館として利用されています。現在の利用状況にも配慮しつつ、時代に適応した新たな活用方法を検討します。</p> <p>c.その他の農産施設は、管理運営形態を見直し、民間譲渡を進めます。</p>
集会施設 (公民館)	公民館は原則、施設を更新しないものとします。施設の利用状況や老朽化などを勘案しながら、公共施設だけでなく、既存の民間施設や自治会場なども候補とし、地域の実情にあった形で機能移転や集約を検討します。
集会施設 (その他) コミュニティ センター・ 集会所など	<p>a.公民館以外の集会施設は、原則更新しない(廃止する)ものとします。集会機能は、支所庁舎周辺施設や学校施設などに統合していきます。</p> <p>b.小規模な地域集会施設は、地域の合意のもとで地域に譲渡していくとともに、地域が管理運営する開放型自治会館への建替え支援等を検討します。</p>

分類	今後の公共施設再配置の考え方
文化施設	管理運営方法の改善を行い供用を継続します。
図書館	図書館は、単独館が2館、他施設との複合館が5館あります。7館横並びの運営を見直しながら、「縮充」（施設の縮小と機能の充実）を進めていきます。
資料館等	現在の利用状況を考慮し、管理運営方法の見直しを行います。
スポーツ施設	a.スポーツ施設は、学校開放を基本とします。体育館等は、その機能を学校施設の中に積極的に統合していくものとします。また、利用状況や学校再編整備状況を踏まえて機能の集約化や統廃合を検討します。 b.管理棟を持たない野球場やテニスコート、グラウンド等は、利用状況を踏まえて施設の適正配置を検討します。
保養施設 (温泉・宿泊)	保養施設の特徴、利用対象者、地域性を考慮して、管理運営方法を見直します。保養施設は、行政が保有しなくとも民間事業者により代替が可能な機能であることから、指定管理者制度による民営化に留まらず、多様な官民連携手法を検討します。
高齢者施設・ 障害者施設	施設の利用状況を考慮し、施設の廃止や他の用途への転用、地域への譲渡など今後の在り方を検討します。 使用貸借契約中の障害福祉サービス事業所と今後の在り方について、譲渡・廃止等含めた検討をします。
保健施設	保健センターは3施設ありますが、うち1施設については、保健センターとしての機能を果たしているとはいがたい状況です。用途変更・所管替えに向けて、課題となる法令等の確認等をしていきます。
公営住宅	a.市営住宅長寿命化計画の中で、用途廃止や統合建替えの方針を出している木造等公営住宅は、住み替え等を推進し、早期に住宅を集約化します。 b.建替えを予定している公営住宅であっても、民間の住宅供給量を勘案し、最低限の更新に留めます。 c.耐火住宅は、計画的に修繕することにより、長寿命化を進めるとともに、周辺住宅からの統合を進めます。

分類	今後の公共施設再配置の考え方
公園	<p>a.都市公園は、都市計画区域の開発行為による公園として整備されており、開発面積に応じた設置面積が定められているため、その改廃については、慎重に検討します。</p> <p>b.農村公園は、地域利用を主な目的とする公園であるため、地域住民の維持管理への参画意欲を高めるとともに、地域への移譲を検討します。</p>
道路・農道・林道	<p>a.日常生活に密着した市道は、国・県道との機能分担等に配慮しながら、計画的かつ効率的に整備を推進するとともに、市民との協働のもと適正な維持管理に努めます。</p> <p>b.生産基盤、森林の適正管理及び道路ネットワークの充実という観点から、計画的な農道・林道の整備と適正な維持管理に努めます。</p> <p>c.防災機能の強化という観点から、道路特性に応じた整備を推進し、災害に強い道路網の形成に努めます。</p> <p>d.新たに道路を整備する場合には、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努め、誰もが安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。</p> <p>e.既存の道路は時機に応じてバリアフリー化に努め、安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。</p> <p>f.交通事故多発地点などの危険箇所は、歩行空間の確保や安全施設の設置など、交通安全対策に努め、安全・安心に利用できるみちづくりを推進します。</p>
橋りょう	<p>a.「橋りょう点検要領」、「橋りょう点検マニュアル」(香川県土木部道路課)に準じて定期点検を行い、橋りょうの健全度を把握します。</p> <p>b.「予防維持管理対応」とした橋りょうは、予算に制約がある場合、修繕優先度が上位のものから修繕を行うものとします。修繕優先度が高い橋りょうは、修繕の遅れによる劣化の進行を許容しますが、修繕の遅れによる架替えは起こさないものとします。</p> <p>c.「事後維持管理対応」とした橋りょうは、予算に制約がある場合、修繕優先度が上位のものから修繕を行います。修繕優先度が低い橋りょうは、修繕の遅れによる劣化の進行を許容し、最悪、修繕の遅れによる架替えも考慮するものとします。</p> <p>d.劣化がかなり進行し修繕が適さない橋りょうや、幅員等機能向上が望まれる橋りょう等は「観察維持管理対応」とし、架替え費用を計上し、修繕費用は計上しないものとします。</p>

分類	今後の公共施設再配置の考え方
汚水処理施設	<p>a.汚水処理施設の適正な維持管理を推進します。</p> <p>b.農業・漁業集落排水処理施設は、適正な維持管理を継続します。また、計画的に修繕を行い、長寿命化を図ります。</p> <p>c.「三豊市生活排水処理構想」に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水衛生処理率の向上を図ります。</p> <p>d. 単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所に対しては、生活排水の処理推進のため、合併処理浄化槽への転換を呼び掛けます。</p>
河川・海岸	<p>a.関係機関と連携し、河川の改修や海岸保全施設の整備など治水対策を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。</p> <p>b.生物多様性に配慮した自然環境の保全・創出や多自然川づくり、親水空間の創出などを図り、水と緑のネットワークの形成に努めます。</p>
墓地・火葬場	三豊市内の南部、北部に1施設ずつ火葬場を整備しました。需要動向等を勘案しながら、適切な維持管理を推進します。
港湾・漁港	<p>a.詫間港の物流機能や仁尾港のマリンレジャー機能の強化を図るため、臨港地区の機能維持や新たな港湾整備を関係機関に働きかけます。</p> <p>b.その他の港湾も、地場産業の振興や観光・レジャーの観点から、適切な維持管理に努めます。</p> <p>c.漁港施設の適正な維持管理や計画的な改修を行い、水産業の振興を図ります。</p> <p>d.上屋倉庫は、年間1千万円程度の使用料収入があるため、引き続き適正な維持管理を行います。</p>
医療施設	<p>a.市立2病院それぞれが存立目的を達成できるように、健全経営を目指していきます。</p> <p>b.診療所については、関係機関の協力を得て、引き続き医療を提供できるように努めていきます。</p> <p>c.財田診療所医師住宅2棟のうちの1棟については、用途変更・所管替えにより、他の行政目的に活用できないか検討していきます。</p> <p>d.みとよ市民病院医師住宅については、賃貸又は民間売却を検討していきます。</p> <p>e.旧永康病院の建物については、民間への売却又は解体を検討していきます。</p>

第5章 公共施設再配置の推進体制

(1) 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進体制

本市では、公共施設の再配置を効果的に進めるため、所管部署ごとの個別対応ではなく、市全体の視点から総合的に検討する体制を整えています。部局単位の従来の手法では、複合化や最適配置、広域的な調整が十分に進まないことから、総務部が中心となって事務を集約的に担い、全庁的な審議機関として公有財産管理審査会を設置しています。

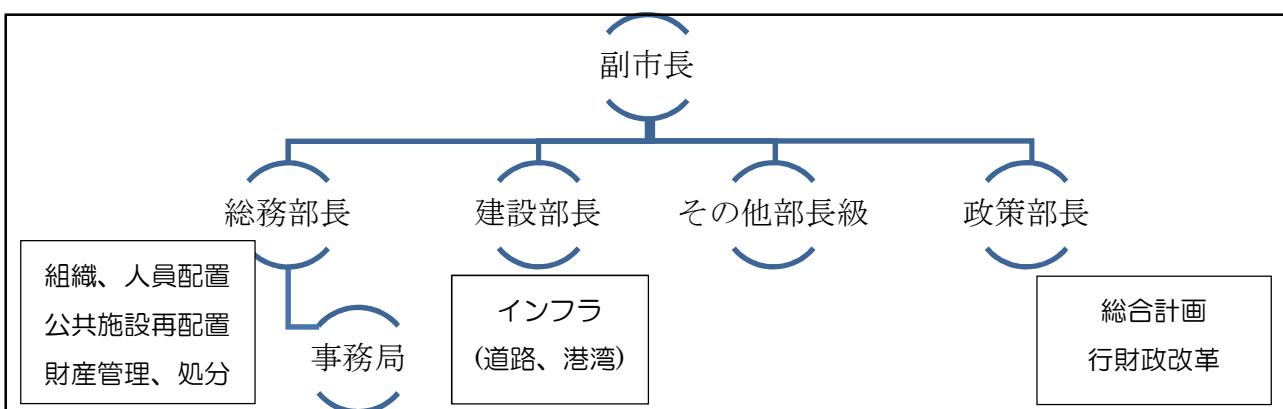
(2) 公有財産管理審査会

公有財産管理審査会は、本市が保有する公共施設や土地などの公有財産について、客觀性・透明性を確保しながら、公正で効率的な管理を進めるための全庁的な審議機関です。公共施設の統廃合や大規模改修など、将来に影響を及ぼす重要事項について、施設の利用状況、財政負担、地域への影響等を踏まえ、多角的な観点から方針を検討します。

また、審査会規程に基づき、公有財産の売払い、交換、貸付といった個別の財産処分・取得等の妥当性や必要性を審査するとともに、公共施設等総合管理計画に関する事項、公共施設の新規整備、建替え、大規模修繕、解体など、長期的な財政運営や市全体の施設配置や財政運営に関わる事項も、審査対象としています。

これらの審査を通じて、公有財産の適正管理と将来を見据えた公共施設マネジメントを支える重要な役割を担っています。

(構成図)



(3) PDCA サイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画の実行性を高めるため、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を進めます。また、毎年度当初に「公共施設再配置実行計画」を作成・公表し、計画の進捗状況の見える化と透明性の確保に努めます。

こうした仕組みにより、効果的で持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

第2期 三豊市公共施設等総合管理計画

令和8年4月
編集・発行 三豊市